

議案第9号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年新座市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 （給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、<u>令和4年3月31日までの間</u>、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>	<p>附 則 （給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月21日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

給料の切替えに伴う経過措置を令和4年3月31日限りで廃止したいので、この案を提出するものである。